明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三二）　一

省令

○厚生労働省令第百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百十号を第二百十六号とし、第百五十八号から第二百九号までを六号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百六十二　一―ペンチル―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

百六十三　一―ペンチル―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百四十七号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百四十六号を第百四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十　一―（八―ブロモベンゾ［一・二―b：四・五―b’］ジフラン―四―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第百四十五号を第百四十八号とし、第百四十四号を第百四十七号とし、第百四十三号を第百四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

百四十五　一―（五―フルオロペンチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

百四十六　一―（五―フルオロペンチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百四十二号を第百四十三号とし、第二十号から第百四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　N―（一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―一―（四―フルオロベンジル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。